

# 加 須 市 人権施策推進基本方針



令和5年2月 改訂

加 須 市

目	次
第1章 基本的な考え方	1
1 基本方針改訂の趣旨	1
2 基本方針の位置付けと他計画との関係	2
(1) 基本方針の位置付け	2
(2) 他計画との関係	2
3 基本理念	4
4 目標	5
5 人権施策推進の基本姿勢	6
(1) 人権尊重の視点に立った行政の推進	6
(2) 市民との協働の推進	6
(3) SDGsの推進	6
第2章 人権施策の推進方向	8
1 人権教育・啓発の推進	9
(1) 学校等での取組	10
(2) 家庭での取組	10
(3) 地域での取組	10
(4) 企業等での取組	11
(5) 行政の取組	11
2 相談・支援の推進	14
(1) 国・県・他市町村等との相談機関相互の連携強化	14
(2) 相談機関の充実	14
(3) 保護・支援の充実	14
(4) 救済に向けた取組の充実	15
(5) 各種団体等との連携強化	15
3 市民や各種団体等と協働した人権尊重の地域づくり	16
(1) 市民との協働による取組の促進	16
(2) 各種団体等との協働による取組の促進	16
(3) 誰もが安心して暮らせる地域づくりの促進	16
第3章 分野別施策の推進	17
1 女性	18
2 子ども	20
3 高齢者	22
4 障がいのある人	24
5 同和問題	26
6 外国人	28
7 感染者等	29
8 インターネットによる人権侵害	30
9 災害時における人権への配慮	32
10 性的少数者	33
11 様々な人権問題	35
第4章 人権施策の推進体制	37
1 加須市人権施策推進審議会	37
2 国、県、他市町村、民間団体等との連携	37
用語解説	38

障がいの表記について：本基本方針では、「障害」は「障がい」と表記します。ただし、固有名詞、市の事業名や法令等で使用されている場合は、「障害」を使用します。

## 第1章 基本的な考え方

### 1 基本方針改訂の趣旨

人権とは、誰もが生まれながらにもっている、誰からも侵されることのない人が人らしく幸せに生きていくための権利であり、全ての人に平等に保障されなければなりません。わが国の憲法においても、「基本的人権は侵すことのできない永久の権利」と定められています。人としての尊厳が守られ、全ての人の人権が尊重されるためには、自分を大切にし、お互いの違いを認め合い、相手の立場に立って考え、行動することが必要です。

加須市（以下「本市」という。）では、平成24年(2012年)1月策定の「加須市総合振興計画 [平成28年(2016年)改訂]」において、「人権尊重社会の推進」として、あらゆる人権問題の解決に向けた人権教育及び人権啓発を推進することと位置付け、全ての市民が人と人の絆を大切にし、それぞれの個性と能力を発揮することができる、差別や偏見のない人権尊重の社会の実現を目指し、人権施策を総合的かつ計画的に推進するための「加須市人権施策推進基本方針」（以下「基本方針」という。）を定め、各種人権施策に取り組んできました。

しかしながら、子どもや高齢者への虐待、女性への暴力、インターネットを悪用した人権侵害など人権問題は複雑・多様化するとともに、災害時における人権への配慮や性的少数者の人権問題など、新たな人権問題も顕在化しました。

このような状況を受け、平成28年(2016年)4月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行に続いて、同年6月には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」、そして、同年12月には「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、各種人権問題解消のための法制度の整備が進められました。

その後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う差別的な扱いや言動などの人権問題が発生しています。

さらに、令和4年7月には「埼玉県部落差別解消の推進に関する条例」、「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」が施行されました。

また、国連においては、2030年までに誰一人取り残さない社会の実現のため、貧困の解消や差別の撤廃などを含む17の目標である「SDGs（持続可能な開発目標）」が2015年に全加盟国で合意されています。

現在、本市では、令和3年(2021年)2月策定の「第2次加須市総合振興計画」に「人権尊重社会の推進」のための施策を位置付け、差別や偏見のない人権尊重社会の実現に向けた各種人権施策に取り組んでいます。

今後においても各種人権施策の継続性を重視しつつ、人権に関わる法令等の制定や改正、また社会情勢の変化や新たな人権課題等に的確に対応するため、本基本方針の改訂を行うものです。

## 2 基本方針の位置付けと他計画との関係

### (1) 基本方針の位置付け

この基本方針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の人権教育・啓発施策の策定及び実施についての地方公共団体の責務の規定に基づき、また、「第2次加須市総合振興計画」が掲げるまちづくりの基本目標「未来へつなぐ人を育むまちづくり」を実現するための政策「互いを認め誰もが活躍できるまちをつくる」ために、「人権尊重社会の推進」に関わる人権施策を総合的かつ計画的に推進していくための指針となるものです。

また、本市に住み・学び・働く人々や企業・各種団体などが、日々の暮らしの中で、人と人の絆を大切にし、お互いの違いを認め、お互いを思いやり、それぞれの個性と能力を發揮することができる、差別や偏見のない人権尊重社会の実現のため、それぞれの役割や責務を自覚し、主体的に行動するための指針となるものです。

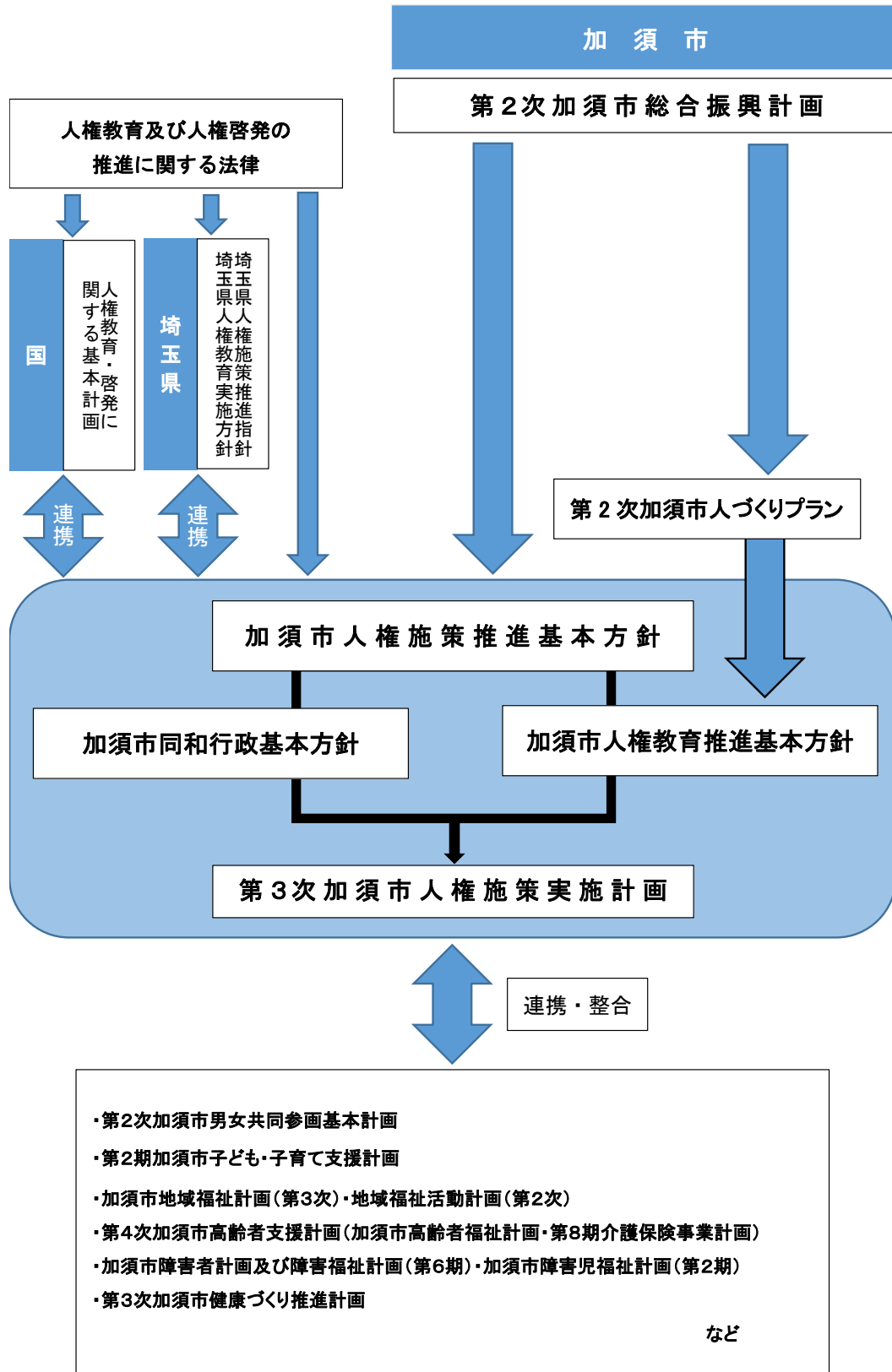
### (2) 他計画との関係

この基本方針は、「第2次加須市総合振興計画 [令和3年(2021年)策定]」を上位計画とし、より具体的に人権に関する分野の取組の方向を示すものです。

また、分野別の人権課題に関する個別計画としては、「第2次加須市人づくりプラン [令和3年(2021年)策定]」、「加須市同和行政基本方針 [令和5年(2023年)改訂]」、「加須市人権教育推進基本方針 [令和5年(2023年)改訂]」、「第2次加須市男女共同参画基本計画[令和4年(2022年)策定]」、「第2期加須市子ども・子育て支援計画 [令和2年(2020年)策定]」、「加須市地域福祉計画(第3次)・地域福祉活動計画(第2次) [令和5年(2023年)策定]」、「第4次加須市高齢者支援計画(加須市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画) [令和3年(2021年)策定]」、「加須市障害者計画及び障害福祉計画(第6期)・加須市障害児福祉計画(第2期) [令和3年(2021年)策定]」、「第3次加須市健康づくり推進計画 [令和3年(2021年)策定]」などがあります。

この基本方針は、これら個別計画の人権関連施策とも整合を図り、人権施策を総合的に推進する理念を明らかにし、これら個別計画の人権関連施策を横断的につなぐ役割を果たすとともに、人権の視点から市民の生活を支える施策の指針となります。

# 加須市人権施策推進基本方針関係計画等関連図



### 3 基本理念

## 差別や偏見のない人権尊重社会の実現

本市では、「第2次加須市総合振興計画」の中で、人権施策の基本方針を「全ての市民が人との絆を大切にし、お互いの個性を認め合い、それぞれの能力を發揮することができる、差別や偏見のない人権尊重の社会の実現を目指す」としています。

そのためには、『国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。法の下に平等である。』ことを定めた日本国憲法、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）並びに世界人権宣言を踏まえ、人間の尊厳が侵されることなく、何人も基本的人権が真に保障されるようあらゆる差別をなくし、もって差別のない人権が尊重される、明るく住みよいまちの実現を図るとともに、学校、家庭、地域はもちろん、企業も含めた人権意識の高揚を図るための取組を推進する必要があります。

差別や偏見のない人権尊重の社会は、一朝一夕に築くことはできません。常日頃から、学校教育・社会教育・人権啓発などのあらゆる場・機会を通し、多種・多様な人権教育及び人権啓発活動を行い、市民一人ひとりが人権問題に対する正しい理解と認識を深める取組が重要です。

このような考え方に立ち、今後も引き続き「差別や偏見のない人権尊重社会の実現」を本基本方針の基本理念とします。

## 4 目標

本基本方針の基本理念「差別や偏見のない人権尊重社会の実現」のため、各種人権施策を推進するにあたっては、次の3つがともに実現した社会を目標とします。

### (1) 一人ひとりが個人として尊重される社会

一人ひとりが尊厳をもったかけがえのない存在として尊重される社会の実現を目指します。

### (2) 一人ひとりの個性や能力を発揮できる機会が平等に保障される社会

性別、年齢、障がいの有無、社会的身分、門地、民族などによって差別されず、それぞれの個性や能力を発揮できる機会が平等に保障されている社会の実現を目指します。

### (3) 一人ひとりの多様性を認め合い、共に生きる社会

お互いの人格や個性を認め合い、尊重し合う社会の実現を目指します。

## 5 人権施策推進の基本姿勢

### (1) 人権尊重の視点に立った行政の推進

差別や偏見のない人権尊重の社会を実現するために、市が遂行する全ての行政分野のあらゆる施策において、常に人権尊重の視点に立った取組が必要です。

そのためには、行政のみならず、市民や企業等がそれぞれの立場で、人権問題を正しく理解・認識し、人権意識の高揚を図ることが重要となりますので、あらゆる場や対象をとらえた人権教育・人権啓発を総合的かつ効果的に実施していきます。

また、加須市個人情報保護条例（令和5年4月以降は個人情報の保護に関する法律）等に基づき、個人情報の適切な取り扱いを確保し、市民の基本的人権の擁護とプライバシーへの配慮に努めます。

### (2) 市民との協働の推進

市民一人ひとりが、人権を日常生活の問題として、自ら「考え」、「学び」、「行動する」ことができるようになるために、家庭・学校・地域・職場など、あらゆる場や対象をとらえ、内容及び手法などに工夫を凝らし、市民・市・関係機関がともに信頼関係を保ちつつ連携を図りながら、積極的な人権教育及び人権啓発の推進に努めます。

また、社会情勢の変化の中で起こる人権問題を市民の視点から敏感に捉え、時代の要請や市民ニーズを的確に反映した施策の推進に努めます。

### (3) SDGsの推進

SDGsの17の国際目標のうち、本方針においては「ゴール1」、「ゴール3」、「ゴール4」、「ゴール5」、「ゴール8」、「ゴール9」、「ゴール10」、「ゴール16」、「ゴール17」が各分野別施策に対応します。

本方針に基づく人権施策を推進するに当たり、各人権課題にSDGsの国際目標を関連付け、各施策とSDGsを一体的に推進するよう努めます。





## 加須市人権施策推進基本方針に関連するSDGs

目標 1 貧困		あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
目標 3 保健		あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
目標 4 教育		全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
目標 5 ジェンダー		ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う
目標 8 成長・雇用		包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する
目標 9 イノベーション		強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
目標 10 不平等		各国内及び各国間の不平等を是正する
目標 16 平和		持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
目標 17 実施手段		持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

## 第2章 人権施策の推進方向

人権施策を推進するにあたっては、人権尊重の視点に立った、市民との協働による市政全般の分野に共通する取組として、次に掲げる3つの視点から、「基本理念」の実現に向けた事業を総合的に展開します。

- 1 人権教育・啓発の推進
- 2 相談・支援の推進
- 3 市民や各種団体等と協働した人権尊重の地域づくり

また、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人、H I V感染者及び性的少数者等への人権侵害やインターネットによる人権侵害、災害時における人権への配慮を重点的に取り組むべき分野別人権課題として各種施策を展開します。

なお、これらの人権課題には、それぞれの課題が重なり合って更に困難な状況に置かれるといった、いわゆる複合的な人権課題への取組が必要となっています。

## 1 人権教育・啓発の推進

人権尊重の社会の実現のためには、子どもから高齢者まで全ての市民が、人と人の絆を大切にし、お互いの人権を尊重して生活することが求められます。

そのために、人権尊重の視点に立った次の4つの基本的な方針により、学校等、家庭、地域社会はもちろん、企業も含めた市民総ぐるみの協働により、あらゆる機会をとおして、人権教育及び人権啓発を推進します。

### ア 市民が主体となる人権教育・啓発の推進

市民一人ひとりが、人権が尊重される社会を確立する担い手であることを認識し、一人ひとりが人権問題に関する正しい理解を深め、課題の解決に向け主体的に取り組めるよう人権教育・啓発を推進します。

### イ 生涯を通じた人権教育・啓発の推進

幼児期からの発達段階を踏まえ、学校等、家庭、地域社会との連携を図りつつ、市民一人ひとりの生涯を通じた人権教育・啓発を推進します。

### ウ 豊かな人権感覚を培う人権教育・啓発の推進

市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、人権への配慮が態度や行動に現れるような豊かな人権感覚を培う人権教育・啓発を推進します。

### エ 共生の心を育む人権教育・啓発の推進

自他の人権について正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を尊重し合う共生社会を築くため、人権意識を高め、自己実現を目指す行為や多様な考えを認め合うなど、共生の心を醸成する人権教育・啓発を推進します。

### (1) 学校等での取組

保育所、幼稚園、学校（以下「学校等」という。）は、子どもが発達段階に応じて、家族と離れ他人との関わりを学ぶ場です。学校等の課程を通して、子どもが人権尊重の意識を高め、命の大切さや他人の痛みが理解できる心、お互いの違いを認め合う心といった豊かな人間性を培うことが重要です。

そこで、学校等の教育においては、教育活動全体を通じて、幼児・児童・生徒一人ひとりの人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識を高めるとともに、「いじめ」など、あらゆる人権侵害を許さない態度や実践力の育成を図ります。

また、学校等とその周辺地域が、直面している問題を知るとともに、人権教育の取組が地域社会へと広がりを見せるよう、家庭や地域との連携を深めます。

さらに、研修機会の充実を図り、教職員や保育士の資質向上と指導力の強化を目指すとともに、人権教育推進のための指導者養成に努めます。

### (2) 家庭での取組

「家庭はあらゆる教育の出発点」と言われているように、生涯にわたって豊かな人権感覚を養う上で、家庭の果たす役割は極めて重要です。

特に、乳幼児期は、温かな愛情により人間関係の基礎となる信頼関係を豊かに築いていく上で、重要な時期です。こうしたことから、子ども一人ひとりをかけがえのない存在として尊重し、個性を生かすとともに、他人を思いやり、命の大切さや人権を尊重する豊かな心を育む家庭教育ができるよう支援します。

そこで、子育てに関する学習機会や情報の提供を図るとともに、地域社会の中で、保護者同士が子育てに関する情報交換ができる場の設置や各種相談体制の充実など、子育てを支援する体制の強化を図ります。

さらに、児童虐待、高齢者虐待や障がい者虐待、夫婦や恋人間のDVは、命に関わる深刻な人権問題であるとの認識を広めるための啓発を行うとともに、問題の解決を図るための取組を進めます。

### (3) 地域での取組

人々の生活の場である地域社会は、日常出会う人々を通して、善悪の判断や生活習慣などを身に付けていく重要な学習の場であり、お互いの人権を尊重する意識や他者の思いや願いに共感し、共に考えようとする態度を育む役割があります。

また、地域社会においては、これまでもコミュニティセンター・集会所・田ヶ谷総合センターなどにおける講座開設や人権学習の機会提供、ボランティア活動の推進などの学習活動が進められてきましたが、今後も学習機会や情報提供、指導者養成支援などを通して、地域の特性を活かした人権問題の解決に向けた学習の推進に努めます。

さらには、市民一人ひとりの人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識を高めるとともに、あらゆる差別をなくしていこうとする態度と実践力の育成を図るための人権啓発に努めます。

#### (4) 企業等での取組

企業は、社会を構成する一員であり、大きな社会的責任を負っています。

企業内における人権問題は、えせ同和行為を含む同和問題や、セクシュアル・ハラスメントなどの女性の人権に関する問題、外国人労働者をめぐる問題、パワー・ハラスメントや採用・昇進の公平性に関わる問題、個人情報管理、性の多様性に関する理解や配慮など多様化しており、対応が複雑化するとともに、問題の本質が見えにくくなってきています。そのような中、人権問題は環境問題と並び、企業における社会的責任（CSR:Corporate - Social - Responsibility）として、クローズアップされています。

このため、企業内における人権研修の積極的な推進を働きかけ、採用や昇進などにおける機会均等や、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの防止など、男女の人権が尊重され、共に働きやすい職場づくりを促進するとともに、企業からの人権に関わる相談に適切に対応できるよう相談窓口の充実を図ります。

また、豊かな社会生活を営むためには、仕事・家庭生活・地域活動・自己実現といった活動の場面でバランスをとりながら展開することが求められます。そのため、企業や関係機関との連携により、ワーク・ライフ・バランスを実現できる労働環境づくりを推進します。

#### (5) 行政の取組

市職員は、人権問題の解決に向けその責務を自覚するとともに、人権に関する知識や技量を身に付け、職場や地域で積極的に人権意識の高揚に向け関わっていくことが求められます。

そのため、職場における人権研修の実施により人権問題の現状を正しく理解し人権感覚を磨くと同時に、様々な人権学習の機会に積極的に参画し、市民と共に地域の課題に気づき、学び、課題解決に向けた方策を考えるなど、

地域の人権学習リーダーとしての役割も果たせるよう、職員の資質向上を図ります。

また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の施行（平成28年(2016年)）に伴い、職員が事務又は事業を行う際の「対応要領」を策定し、障がいや理由とした不当な差別的取扱いを禁止するとともに、障がいのある人へ合理的な配慮を行うなど適切に対応します。

さらに、職員一人ひとりが、個人情報保護やプライバシーへの配慮に努め、人権尊重の視点で業務を進めます。

また、以下の分野に関わる職員については、次のような取組を行います。

#### ア 保育所・就学前教育・学校教育関係

学校等においては、子どもたちの発達段階に即しながら、教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高めるため、一人ひとりを大切にする教育を推進することが必要です。

そのため、教職員や保育士には、自らの人権感覚を磨くとともに、子ども一人ひとりの発達段階に応じた指導を行えるよう、人権に関わる専門的な研修への参加を促します。

また、学校等において、他人を思いやる心やお互いを認め合う心、いのちを大切にする心など、豊かな人間性を育むための自主的な研究活動を実施し、相互に日々の実践や活動を交流し合うことで、人権教育への理解を深めます。

#### イ 社会教育関係

コミュニティセンター職員をはじめとする社会教育関係に従事する職員については、人権に関する幅広い識見を身に付け、地域における人権学習を支援する必要があります。特に、地域活動やまちづくり活動との連携・協働を図りながら、地域に根ざした人権学習を進めることが大切であり、地域の実情を把握し、適切な助言・指導を行うことが求められます。

そのため、さまざまな人権学習の機会に積極的に参画し、人権問題への理解や認識を深めるとともに、効果的な学習を展開するための指導力の向上を図ります。

#### ウ 保健・医療関係

保健センター、国民健康保険北川辺診療所などにおいて、保健・医療業務に従事する保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士及び事務従事者などの保健・医療関係職員は、市民に対し保健・医療に関する十分な情報提供や適

切な助言・指導のほか、プライバシーへの配慮、個人情報の保護など、人権意識に基づいた行動が求められています。

そのため、保健・医療関係職員一人ひとりが、人権尊重の意識に根ざした行動をとれるよう、職場における人権研修の取組を推進します。

#### エ 福祉関係

福祉分野の業務に従事する福祉関係職員は、直接、市民と接する機会が多いため、個人情報の保護とプライバシーへの配慮はもとより、高い人権意識が必要不可欠です。

また、ホームヘルパーやケアマネジャーなどの介護サービス関係者、社会福祉施設職員、社会福祉協議会職員及び民生委員・児童委員と連携し、人権尊重と市民福祉の向上に直接的な関わりをもっています。

そのため、福祉関係職員のそれぞれが人権尊重の意識に根ざした行動をとれるよう、各職場や団体での研修機会の充実を図り、人権意識の向上を目指します。

## 2 相談・支援の推進

人権に関する相談は、国・県・市町村等のそれぞれの相談機関で対応しております。

人権侵害に対する相談・支援・救済は、国の機関である法務局や人権擁護委員により行われ、また、県でも個別の課題に関して、それぞれ相談機関を設置し実施しています。

市においても、市民が人権に関する様々な問題について気軽に相談できるよう、各相談機関の充実や周知を図るとともに、関係職員や相談員の資質の向上に取り組みます。

また、知的障がい者、精神障がい者、認知症の方などの権利擁護や権利行使の支援を図ります。

さらに、複雑、多様になった人権問題に、迅速かつ総合的に対応できるよう、国、県、他市町村、その他の関係機関を含め、それぞれの相談機関などがネットワーク化を図るなど連携強化した取組を推進します。

また、効果的な相談・支援施策を実施していくために、迅速性、柔軟性に優れた民間団体と一層の連携を図っていきます。

### (1) 国・県・他市町村等との相談機関相互の連携強化

人権問題の早期解決を目指し、市の関係機関をはじめ、法務局などの国の関係機関、県、他市町村、人権擁護委員連合会などの人権に係る相談・支援機関などとの連携強化に努めます。

### (2) 相談機関の充実

市民が、人権に関する様々な問題について気軽に利用できるよう、各相談機関の充実や活動内容の市民への周知を図ります。

さらに、相談窓口機関が研修、交流を行い、関係職員や相談員の資質の向上を図ります。

### (3) 保護・支援の充実

人権侵害を受けている女性、子どもなどの緊急を要する事案に対しては、迅速な体制をとり、相談、一時保護機能と自立への支援を充実します。

また、知的障がい者、精神障がい者、認知症の方などの権利擁護や権利行使の支援を図ります。



(4) 救済に向けた取組の充実

女性への権利侵害などに対する救済制度の充実を図るとともに、児童虐待やいじめなどの子どもへの権利侵害に対処する機関の充実を図ります。

さらに、高齢者、障がい者などによる福祉サービスの利用に関する苦情に対応するための体制の充実を図ります。

(5) 各種団体等との連携強化

人権相談・救済に関係する団体、機関が情報交換などを円滑に行い、当事者に必要な回復・自立に向けての支援を行うために、各種団体等と連携強化を図り、相談体制の充実を促進します。

### 3 市民や各種団体等と協働した人権尊重の地域づくり

人権問題を解決するためには、市民、NPO、企業、各種団体等の地域社会の構成員が、人と人の絆を大切にし、相互に連携を図り、あらゆる分野において人権問題に対する正しい理解と認識を深め、自らの言動に対する責任を自覚し、社会全体で取り組んでいくことが重要です。

また、お互いの違いを認め、お互いを思いやり、全ての市民が人と人の絆を大切にし、それぞれの個性と能力を發揮することができる、差別や偏見のない人権尊重社会の実現のためには、市民をはじめNPO、企業、各種団体等の様々な人々による参加と協働が必要です。

そのため、次のとおり基本的な方針を定め、市民と行政が参加・協働できる体制を構築し人権施策を推進します。

#### (1) 市民との協働による取組の促進

児童虐待、いじめ、DVなどの潜在しやすい人権侵害の早期発見や保護を図るため、市民との協働による取組を促進します。

#### (2) 各種団体等との協働による取組の促進

人権問題に対する教育・啓発、相談・支援などの取組を推進するため、市民やNPO、企業、各種団体等との協働による取組を促進するとともに、各種情報の提供や活動の場の提供など、市民やNPO、企業、各種団体等が活動しやすい環境づくりを推進します。

#### (3) 誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進

年齢、性別、国籍、障がいの有無などの違いを越えて、誰にでもやさしく、生活しやすいまちづくりを進めるなど、誰もが安心して暮らせる社会環境をつくりまします。

### 第3章 分野別施策の推進

本市では、これまでも、女性、子ども、高齢者などの各種人権課題を重点的に取り組むべき分野別施策として、事業を推進してきました。

しかしながら、社会情勢の変化は著しく、子どもや高齢者への虐待、女性への暴力、インターネットを悪用した人権侵害など人権問題は複雑・多様化するとともに、災害時における人権への配慮や性的少数者の人権問題、さらには新型コロナウイルス感染症に関する差別的扱いなど、新たな人権問題も顕在化してきました。

本市では、これらを踏まえ、それぞれの分野別の人権問題に対して、現状と課題及び今後の取組の推進方向を次のとおり示します。

## 関係するSDGs

### 1 女性



#### (1) 現状と課題

女性の人権については、世界的には昭和54年(1979年)に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(以下「女子差別撤廃条約」という。)が国連総会で採択され、近年の国際会議においても、その重要性が大きく取り上げられています。また、平成5年(1993年)に世界人権会議で採択された「ウィーン宣言及び行動計画」では、男女の平等な地位及び女性の人権、特に女性に対する暴力の根絶が打ち出され、同年12月の第48回国連総会においては「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択され、女性の人権の重要性が強調されました。

日本においても、昭和60年(1985年)に、「女子差別撤廃条約」を批准するとともに、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の制定などの法整備が進められ、平成11年(1999年)には「社会基本法」の制定、平成12年(2000年)には「男女共同参画基本計画」の策定と、男女共同参画社会形成への取り組みが総合的かつ計画的に進められてきました。

また、平成13年(2001年)には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」の制定、平成27年(2015年)には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の制定など、様々な法律が整備され、社会制度上の男女平等と女性の人権保障制度が整いつつあります。そして、平成17年(2005年)の「第2次男女共同参画基本計画」、平成22年(2010年)の「第3次男女共同参画基本計画」、平成27年(2015年)の「第4次男女共同参画基本計画」の策定に続き、令和2年(2020年)の「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、より実効性のあるプランとして、ジェンダー平等の推進をはじめ、支援を必要とする女性等が誰一人取り残されないよう、様々な取組の強化が図られました。

しかしながら、男女という性別による固定的な役割分担意識、それに基づく社会制度や慣行は依然根強いものがあり、女性に関わる人権や就業、家事、育児、介護の問題など解決しなければならない多くの課題が残されています。さらに、女性に対するあらゆる暴力やストーカー行為に関する問題なども顕在化しています。

本市は、旧加須市において真の男女平等社会を実現するために、平成9年(1997年)3月に「かぞ男女共同参画プラン」を策定し、同年7月には、全国で10番目、県内では初めての「男女共同参画都市」を宣言しました。新市

合併後においても、男女格差是正や暴力行為の防止など男女が共に社会に参画できるような社会の実現に向けた「男女共同参画推進条例」を平成23年(2011年)7月に制定し、条例に基づく基本計画として、平成24年(2012年)3月に「男女共同参画プラン」を策定しました。その後、平成28年(2016年)にプランの中間見直しの改訂を行い、令和4年(2022年)1月に社会情勢の変化等による新たな課題に男女共同参画の視点から対応するため、第2次加須市男女共同参画基本計画「加須市男女共同参画プラン」を策定しました。

ジェンダー平等の理念の下、男女(みんな)が互いに人権を尊重しつつ、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮し、社会通念や慣習にとらわれず、家庭、地域、職場、学校など社会のあらゆる分野において対等に参画し、かつ、仕事と生活の調和する環境の実現に努め、ともに責任を担う「男女共同参画社会」の実現に向けた取組を、総合的かつ計画的に推進しています。

## **(2) 今後の取組の推進方向**

### **○男女共同参画意識の啓発**

男女共同参画の推進に向けて、加須市男女共同参画市民企画委員会を組織し、講演会やセミナーの開催、男女共同参画情報紙の発行などを行い、市民の男女共同参画意識の啓発を図ります。

また、市民、各種団体、企業、教育関係機関等との連携を図りながら、意識の啓発に向けた取組を積極的に展開します。

### **○女性に対するあらゆる暴力の根絶**

喫緊の課題である夫やパートナーからの暴力(DV)をはじめ、セクシュアル・ハラスメント、性暴力、ストーカー行為等、女性に対するあらゆる暴力を根絶するため、暴力は許されないものであるという意識を醸成するための意識啓発を行います。

また、女性に対するあらゆる暴力から女性を守るため、警察署、児童相談所、県、市、医療機関等、関係機関と相互連携し、身体的や精神的等暴力の形態に応じた、迅速で適切な対応を図ります。

### **○相談・支援体制の充実**

様々な悩みや相談を抱える女性のために、女性専門相談窓口を運営するとともに、関係機関と連携し、相談者の意思を尊重した支援を行い、問題の解決に努めます。

さらに、相談者の自立に向けて、相談、保護、自立支援への取組を強化します。

## 関係するSDGs

## 2 子ども



### (1) 現状と課題

子どもの人権については、平成元年(1989年)に「児童の権利に関する条約」が国連で採択され、わが国でも平成6年(1994年)に批准しています。この条約では、子どもに関するあらゆる差別の廃止、子どもの最善の利益の保護、生命・生存・発達の権利、子どもの意見表明権などの理念が掲げられ、社会に生かしていくことが求められています。

しかし、少子化の進行や核家族化の進展、デジタル化の進行や子どもの貧困問題、ヤングケアラーの支援など、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化し、家庭や地域における子育て機能が低下しています。人と人との関係は希薄になり、子育てに不安を感じる親が増加したり、子どもの自立や共生の力を育む機会が減少し、父母その他保護者による子どもの虐待、さらに、学校をめぐるっては、体罰やいじめによる不登校等の問題が発生しています。

国においては、「児童虐待防止法」、「児童福祉法」の改正などの法整備がされ、平成15年(2003年)「次世代育成支援対策推進法」が、平成24年(2012年)には「子ども・子育て支援法」が、平成25年(2013年)には「いじめ防止対策推進法」が制定され、子どもを守り、成長を支える体制の整備が進められています。

また、令和2年(2020年)4月に児童福祉法等の一部改正法が施行され、子どもへの体罰が許されないことがルール化されました。さらに、県では令和2年(2020年)3月に「埼玉県ケアラー支援条例」を制定し、ヤングケアラーの相談、支援に努めています。

本市では、「子ども・子育て支援法」に基づき、令和2年(2020年)3月に、「加須市次世代育成支援地域行動計画(後期計画)」を引継ぐとともに、「新・放課後子ども総合プラン」、「子どもの貧困対策推進計画」、「放課後子どもプラン」も含めた「第2期加須市子ども・子育て支援計画」を策定し、子どもの人権に係わる問題も含め、次世代を担う子どもが心身ともに健やかに育つために、質の高い幼児教育・保育の提供、保育の量的拡大及び確保、地域における子ども・子育て支援の充実を図っています。

とりわけ、学校教育においては、人権教育を通して子どもたちがお互いの違いに気づき、認め合うことで、子どもたちの望ましい成長につなげることが大切です。

そのため本市では、いじめ防止対策推進法に基づき、平成26年(2014年)2月に「加須市いじめの防止等のための基本的な方針」を策定、平成26年

(2014年)6月には「加須市いじめの防止等のための組織に関する条例」により、いじめ防止等のための3組織(加須市いじめ問題対策連絡協議会、加須市いじめ問題調査審議会、加須市いじめ問題再調査委員会)を設置し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する体制を整えました。

## **(2) 今後の取組の推進方向**

### **○人権保育の推進**

子どもの育つ権利を保障するとともに、他人を認め大切にし、いじめや差別を許さない豊かな感性を持った子どもを育てるため、幼児期における人権保育を推進します。

### **○児童生徒や保護者に対する人権教育・啓発の充実**

幼児期から少年期にかけては人格形成の重要な時期であるため、子どもの発達段階に応じ、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、自分や他人の人権を大切にすることを育てます。

また、子どもの権利を擁護していくため、保護者や市民に対し、あらゆる機会を通じて子どもの権利についての啓発活動を推進します。

### **○非行やいじめ、不登校などに関する相談体制の充実**

非行やいじめ、不登校などに関し、児童相談所との連携を強め、相談、支援体制の充実を図るとともに、保育所、幼稚園、学校、医療機関などの関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。さらに、ヤングケアラーについて、相談、支援体制を強化します。

また、いじめなどの問題は、子どもの人権に関わる重大な問題であるとの認識に立ち、その防止や解決に向けての取り組みを一層推進します。

このため、研修を通じて教職員等の認識を深め、指導力の向上を図ります。

### **○児童虐待や体罰防止の取組の推進**

児童虐待を未然に防止し、早期発見を図るため、関係機関によるネットワークの構築や、あらゆる機会を通じて児童虐待や体罰防止などに関する普及・啓発活動を推進します。

また、関係機関等との連携強化を図り、児童虐待や体罰防止の取組を推進します。

## 関係するSDGs

### 3 高齢者



#### (1) 現状と課題

高齢者の人権について、国では、平成7年(1995年)に「高齢社会対策基本法」が施行され、平成8年(1996年)に同法を受け、高齢者対策の基本的かつ総合的な指針となる「高齢社会対策大綱」が策定され、その後、経済社会情勢などを踏まえた見直しを行い、平成30年(2018年)には新たな高齢社会対策大綱が閣議決定されました。また、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者虐待を防止することが重要であることから、平成18年(2006年)には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

このような中、長寿化が進んでおり、本市の65歳以上人口は、令和5年(2023年)1月1日現在34,499人で、高齢化率は、30.8%となっています。長寿化の進展に伴って、高齢者の就職機会の確保、情報提供や施設設備、道路・交通機関などの利用における高齢者の心身の特性を考慮した対応、認知症などの介護や支援を必要とする高齢者への正しい理解、振り込め詐欺や住宅改修を名目とした詐欺行為による被害の防止、高齢者の財産の保全などの高齢者の権利擁護のための取組がますます重要となってきます。

このため、本市では、「加須市高齢者支援計画(高齢者福祉計画・介護保険事業計画)」を策定し、高齢者が住み慣れた家庭や地域の中で安心して暮らし続けることができるよう、地域での見守りや支え合いといった地域包括ケアシステムの整備や社会参加の促進を図るとともに、介護保険制度の充実や健康の保持増進・生きがい対策など長寿社会を支えるための高齢者支援を総合的に推進しています。

#### (2) 今後の取組の推進方向

##### ○虐待防止の推進

関係機関との連携体制を強化するとともに、関係機関と協働し、対象者の早期発見、早期介入や適切な支援につなげることにより、虐待の防止に努めます。

##### ○権利擁護の推進

高齢者虐待等の権利侵害に対する個別支援を行います。

また、認知症高齢者などの権利擁護として、福祉サービスの利用支援や成年後見制度について周知するとともに、専門的な相談に対しても、迅速に対応できるよう支援体制を充実します。



### ○相談・支援体制の充実

市内に設置している高齢者相談センターを中心とした相談業務や、認知症高齢者及びその家族等への支援を強化していきます。

## 関係するSDGs

### 4 障がいのある人



#### (1) 現状と課題

障がいのある人の人権については、国連が平成19年（2007年）に採択し、国が平成26年（2014年）に批准した「障害者の権利に関する条約」において、障がいのある人の人権や基本的自由の享有を確保し、固有の尊厳の尊重を促進するため、障がいのある人の権利を実現するための措置等を規定しています。この条約では、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における取組を締約国に対して求めています。条約批准に向け、国においては、平成23年（2011年）に「障害者基本法」の改正、平成24年（2012年）に「障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の施行、そして、平成25年（2013年）には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の施行など、様々な法制度の整備を行いました。

さらに、平成28年（2016年）には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、障がいを理由とする差別等の権利侵害行為の禁止とともに、社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害（合理的配慮の不提供）の防止が定められ、また、「発達障害者支援法」が改正され、発達障がい者やその保護者への支援、教育、就労、地域での生活支援など、乳幼児期から高齢期まで時代の変化に対応したよりきめ細やかな切れ目のない支援となるよう一層の充実が図られました。

しかし、近年、このような法制度整備や施策の充実が行われてきたものの、いまだ一部には障がいのある人に対する偏見や差別意識などの心の障壁、建築物や歩道の段差などの物理的な障壁、文化・情報面での障壁、資格・免許などを制限する制度面での障壁など、障がいのある人が地域社会に住み、社会生活のすべてに平等に参加するために取り除かなければならない障壁があります。

本市では、「加須市障害者計画及び障害福祉計画、加須市障害児福祉計画」を策定し、障がいのある人が住み慣れた地域社会において社会参加することができ、自立した生活が送れるよう、障害福祉サービスや障がい児発達支援の充実、生活環境の整備、障がい者（児）支援施設の充実、雇用機会の確保と就労の支援の充実を図ります。また、総合的な相談・支援体制の充実に努めるとともに、障がいの状況や年齢など一人ひとりの状態に応じた支援策を推進しています。

## **(2) 今後の取組の推進方向**

### **○障がいに関する理解を深めるための教育・啓発の推進**

障がいのある人の人権が侵害されることのないよう、障がいに関する理解を深め、正しい知識について、教育・啓発を推進します。

### **○虐待防止の推進**

虐待の防止について、広く周知するとともに、関係機関と連携し、障がいのある人への虐待の防止、早期発見を行います。また、虐待を受けた方に対する保護や、自立の支援を推進します。

### **○権利擁護の推進**

障がいのある人が、日常の様々な場面で不当・不利な扱いを受けることがなく、権利の行使が行えるよう、専門的な相談・支援体制を充実し、関係機関と密接に連携・協力します。

特に、福祉サービスの利用支援や成年後見制度の利用を推進します。

### **○差別解消の推進**

障がいを理由とする不当な差別や権利侵害の禁止と、合理的配慮の提供について、広く周知し、啓発を推進します。

また、関係機関と連携し、情報を共有するとともに、差別の解消を図ります。

### **○相談・支援体制の充実**

関係機関と密接に連携・協力を図りながら、福祉サービスの利用支援や成年後見制度の対象候補者等からの相談対応等、専門的な相談・支援の体制の充実を図ります。

## 関係するSDGs

### 5 同和問題



#### (1) 現状と課題

同和問題は、わが国の歴史的発展の過程において形成された身分差別により、人間の自由と平等が完全に保障されず、今なお、いわれなき差別や不利益を被ることがあるという基本的人権や人間としての尊厳に関わる、わが国固有の人権問題です。

この問題の解決を図るため、国や県、市町村では、昭和44年(1969年)7月の「同和対策事業特別措置法」の施行以来、平成14年(2002年)3月の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効までの33年間、様々な特別対策事業を行ってきました。

この間の特別対策により、一部に課題が残るものの物的な生活環境をはじめ様々な面で存在していた格差は一定の改善が図られました。

また、特別対策終了後は、教育、就労、産業等のなお残された課題について、一般対策に一定の工夫を加え実施することにより改善が図られ、また、偏見や差別意識の解消、そして人権意識の高揚についても、一定の成果をあげてきました。

本市においても、これまで、同和対策審議会答申及び地域改善対策協議会意見具申等の同和問題に関する基本認識を踏まえ、同和問題を人権問題の重要な課題とし、その解決に向け、取り組んできたところです。

しかしながら、全国各地において、依然として差別意識や偏見に基づくと思われる結婚問題をはじめ、行政書士等による戸籍謄本などの不正取得事件やインターネットの匿名性を利用した差別情報の掲載などの大変残念な事象が後を絶たない状況が見受けられ、同和問題における心理的差別は、いまだ課題が残っています。

こうした中、本市では、本人通知制度を実施し、住民票等の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利侵害の防止に努めています。

このような状況を受け、平成28年(2016年)12月には、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、「現在もなお部落差別が存在する」こと、「部落差別は許されないものである」ことを明記するとともに、これを解消することが重要な課題であるとして、国及び地方公共団体の責務を明らかにしています。

さらに、令和4年(2022年)7月には、「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。この条例では、部落差別のない社会を実現することを目的とし、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業

者の責務を明らかにし、部落差別の解消を総合的に推進するために必要な事項を定めています。

本市では、引き続き「加須市同和行政基本方針」に基づき、同和問題を重大な人権問題にとらえ、市民の一人ひとりが同和問題に対する正しい理解と認識を深め、偏見や差別意識を解消するための教育・啓発などの各種施策を積極的に推進していきます。

## **(2) 今後の取組の推進方向**

### **○教育・啓発の推進**

同和問題に対する正しい理解と認識を深め、同和教育を人権教育の重要な課題として位置付け、差別意識や偏見の解消に向けて、学校、家庭、地域の相互の連携を図りつつ、適切な教育を推進します。

その他、研修会の開催や啓発リーフレットの作成・配布、人権問題指導者の育成、人権啓発展の開催など、心理的差別を解消するための効果的な啓発活動を県や関係機関等との連携を図りながら実施します。

また、市民に対し「本人通知制度」、「部落差別の解消の推進に関する法律」、「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」について広く周知します。

### **○相談体制の充実**

同和問題相談員や人権擁護委員を中心とした相談体制を整えるとともに、相談内容に応じた相談窓口の周知を行い、市民の相談に適切に対応します。

### **○「えせ同和行為」の排除**

「えせ同和行為」の排除に向け、市民や企業に対する研修会の実施、啓発リーフレットの作成・配布、ホームページによる周知などにより啓発を推進します。

## 関係するSDGs

## 6 外国人



### (1) 現状と課題

今日、わが国における在留外国人数は増加しており、新型コロナウイルス禍以前の令和元年(2019年)末には293万人で、過去最高となっています。

本市における市内在留外国人数は、令和5年(2023年)1月1日現在で2,872人にのぼり、人口に占める割合は2.56%となっており、国と同様に増加する傾向にあります。

こうした中、全国的に見ると、言語、宗教、習慣等の違いから、外国人をめぐって様々な人権問題が発生しています。具体的には、雇用機会や労働条件の不平等の問題、多言語での情報の提供やサービス利用上の未配慮の問題などがあり、これらの問題を起因として、日常生活上の差別や偏見、国籍をはじめとする民族、文化などの違いによる精神的及び制度的なバリアが築かれ、様々な場面で社会への平等な参加が阻まれています。

また、近年、特定の民族や国籍の人々を排斥しようとする不当な差別的言動が、いわゆるヘイトスピーチであるとして社会的関心を集めており、こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりしかねないものであることから、平成28年(2016年)6月には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されました。

本市では、国籍等の異なる人々が互いの文化の差異を認め合い、地域社会を支え合いながら、共に生きていくことのできるまちづくりを推進しています。

### (2) 今後の取組の推進方向

#### ○多文化共生社会における相互理解のための教育・啓発の推進

国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的差異への理解を深め、認め合いながら共生することができるよう、教育・啓発を推進します。

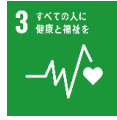
#### ○相談、支援体制の充実

関連団体と連携を図りながら、支援体制の充実を図ります。

また、外国人が安心・安全に自立して生活できるよう、様々な分野の行政サービスについて、ホームページや情報提供資料の作成・配布により、多言語での情報提供を行い、周知を推進していきます。

## 関係するSDGs

## 7 感染者等



### (1) 現状と課題

医療技術の進歩や医療体制の整備が進んでいる一方、今なお、H I V感染症、ハンセン病や精神疾患などの様々な病気に関して正しい知識と理解が不十分なために、医療現場における診療拒否、就職拒否や解雇、入居拒否など社会生活の様々な場面で、患者自身にとどまらず、その家族などに対してまで偏見や差別をされるといった、人権に関わる問題が発生しています。

平成11年(1999年)に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」による、感染症施策は、感染症の患者などの人権を尊重しつつ、患者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応することが求められています。

また、平成21年(2009年)には、ハンセン病患者であった人などへの差別や偏見の解消をさらに推進するために「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されました。しかしながら、ハンセン病患者自身の高齢化などにより、病気が完治した後も、社会復帰に向けての様々な困難な問題を抱えている状況にあります。

令和元年(2019年)12月から世界的に流行した新型コロナウイルス感染症についても、感染症に対する不安感から感染者やその家族、医療従事者に対する誹謗中傷や不当な扱いや、誤った情報に基づいた差別行為が発生しました。さらに、ワクチン接種の強要や接種しないことに対する不当な扱いや差別行為も発生しています。

感染症に対する偏見を解消するための啓発を推進していくとともに、病気と闘う一人ひとりが個人として尊重されるよう、病気について正しく理解し、差別・偏見をなくすことが必要です。

### (2) 今後の取組の推進方向

#### ○正しい知識と理解のための教育・啓発の推進

患者やその家族等の人権に十分配慮し、関係機関、団体等との連携を図りながら、正しい知識の教育・啓発活動を推進します。

また、学校教育や生涯学習において、より人権尊重に配慮した教育・学習活動を展開します。

#### ○相談、支援体制の充実

医師会や各種相談機関等との連携を強化し、相談・支援体制の充実を図ります。

## 関係するSDGs

# 8 インターネットによる人権侵害



## (1) 現状と課題

パソコンやスマートフォン等の普及に伴い、インターネットがより身近なものになり、情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性が大きく向上するとともに、小中学生等の青少年におけるインターネットの利用も増加しています。

その反面、インターネット上の掲示板やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等では、情報発信の匿名性を悪用して個人を誹謗中傷したり、差別的な内容の書き込み、プライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載など、子どもが加害者や被害者になり、いじめや人権侵害につながる事例が発生しています。また、安易に個人情報を発信したり、悪質なサイトを利用したことから、犯罪に巻き込まれる事件も発生しています。

インターネットによる人権侵害は、増加傾向にあり、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）や、部落差別等の同和問題に関して差別を助長するような内容の書き込みがされることもあります。また、インターネットを通じた誘い出しにより未成年者が性的暴行や暴力行為にあうなどの犯罪に巻き込まれるという事例やSNSの誹謗中傷による自殺といった事例も発生しています。

そのため、北埼玉地区同和対策協議会（構成市：加須市、羽生市、行田市）ではインターネットモニタリング事業を実施し、差別的な書き込み等を確認した際には、さいたま地方法務局及び関係機関に相談及び削除要請をしています。

また、悪質な事案に対しては、プロバイダ等に対して侵害情報等の停止・削除を申し入れるなどの対応を図ってきました。

さらに、いわゆるリベンジポルノ等による被害の発生・拡大を防止するため、平成26年(2014年)には、私的に撮影された性的画像を公表する行為等に対する罰則、画像の削除に係る「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」の特例及び被害者に対する支援体制の整備等を内容とする「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」が施行されました。

今後もインターネットによる人権侵害を防止するため、インターネット利用者一人ひとりが、他人の名誉をはじめとする人権に関する理解を深めるとともに、インターネットを正しく利用することが必要です。



## **(2) 今後の取組の推進方向**

### **○正しい知識と理解のための教育・啓発の推進**

インターネットを利用する際のルールやマナー、個人のプライバシーなどに関する正しい理解について教育、啓発に取り組みます。

児童生徒に対しては、インターネット利用にあたってのルールやマナーを理解するための情報モラル教育を充実させるとともに、教職員や保護者に対して、子どもがインターネットを利用する際の危険性等について啓発を行い、子どもが加害者にも被害者にもならないよう、取組を進めます。

### **○相談、支援体制の充実**

SNSにおける誹謗中傷、インターネット等の普及に伴う各種問題に対する適切な相談窓口について周知します。

### **○インターネット差別書き込み対策の推進**

北埼玉地区同和対策協議会（構成市：加須市、羽生市、行田市）でインターネットモニタリング事業を実施し、差別的な書き込み等を確認した際には、さいたま地方法務局及び関係機関に相談及び削除要請をします。

また、インターネットにおける差別的な書き込み等の相談窓口について、周知します。

## 関係するSDGs



## 9 災害時における人権への配慮

### (1) 現状と課題

平成23年(2011年)3月11日に発生した東日本大震災及びそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故は、多くの尊い人命を奪い、多くの人の暮らしを一変させ、理不尽な苦しみをもたらしました。

避難所においては、プライバシーが保護されないという問題のほかに、高齢者、障がいのある人、妊婦、乳幼児などのいわゆる「災害時要援護者」や女性への配慮が問題になりました。

また、この災害では、根拠のない思い込みや偏見で、原発事故による避難者がホテルでの宿泊を拒否されたり、児童生徒が避難先の学校でいじめられたりする人権侵害が起きました。

その後も日本各地で地震や豪雨などの災害が発生しています。

災害時に、全ての人の人権が適切に守られるよう、市民一人ひとりが人権への配慮について、関心と認識を深めることが必要です。

### (2) 今後の取組の推進方向

#### ○啓発活動の推進

災害時における人権問題に対する関心と認識を深めるための啓発活動を、国や県、各種団体等との連携を図りながら推進します。

#### ○人権に配慮した災害時の対応

相談活動や支援、情報の伝達、避難場所の開設等にあたっては、被災者の人権に十分配慮しながら対応します。

## 関係するSDGs

# 10 性的少数者



## (1) 現状と課題

本人が自認する性別に関して、「身体的には男（女）だが、自分（の心）は女（男）」あるいは「自分は男でも女でもない、性別を意識していない」と考える人がいます。これらの人の中には、自分の身体や戸籍上の性別に違和感を持ち、それを受け入れられない人がいます。

また、性的指向に関しても、同性愛や両性愛の指向を持つ人がいます。

性的少数者は、性自認や性的指向を理由として社会の様々な場面で偏見や差別を受けることがあります。このため、性的少数者の多くは様々な悩みや生活上の困難を抱えています。

平成16年(2004年)7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、この法律により、性同一性障害者であって一定の条件を満たす者については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。なお、平成20年(2008年)6月に改正法が成立し、条件が緩和されています。

埼玉県においては令和4年(2022年)7月に「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」が施行されました。この条例は、性の多様性を尊重した社会づくりに関し基本理念を定め、県、県民、事業者の責務を明らかにするとともに、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進し、全ての人の人権が尊重される社会の実現を目的としています。

さらに、加須市においては、一人ひとりがお互いの多様性を認め合い、尊重し合う差別や偏見のない人権尊重の社会の実現を図ることを目指し、令和4年11月に「加須市パートナーシップに関する要綱」を制定し、令和5年3月23日から「加須市パートナーシップ制度」を運用します。

今後も性的少数者に関する正しい理解を深め、偏見や差別をなくすことが必要です。

## (2) 今後の取組の推進方向

### ○正しい知識と理解のための教育・啓発の推進

性的少数者への正しい理解の促進と偏見や差別を解消し、誰もが自分らしく生きることができる地域社会の実現に向け、関係機関と連携し、啓発活動を展開します。

### ○相談、配慮、支援体制の充実

性自認や性的指向に関する相談窓口を周知するとともに、対応職員の資質

の向上に努めます。

市で取り扱う申請書等について、不要な性別記載については削除、もしくは自書式にします。

### ○加須市パートナーシップ制度の運用

宣誓者に対しパートナーシップ宣誓証明書及びパートナーシップ宣誓証明カードを交付するとともに、宣誓者が利用可能な行政サービスを提供します。

また、利用可能な民間サービスについて、広く情報を提供し利用の促進を図ります。

さらに、ファミリーシップ制度の導入について検討します。

## 関係するSDGs



### 1.1 様々な人権問題

これまで述べてきた10項目の「重点的に取り組むべき分野別の人権課題」のほかにも、次にあげるような人権問題が存在します。

本市においても、これらの人権問題を注視し、人権尊重の視点から適切な教育・啓発活動を推進するとともに、国、県、他市町村、ボランティアなどと連携して、効果的な相談・支援活動を積極的に推進します。

#### ① プライバシーの侵害

プライバシーの問題については、情報化社会の進展にともない、本人の意志とは無関係に個人情報的大量に収集・蓄積・利用され、流出するという状況があります。

#### ② 公正な採用選考

企業等での従業員の採用にあたっては、応募者の基本的人権に配慮する必要があります。出生地、家族の状況、家庭環境など本人に責任のない事項や人生観・生活信条など、本来、自由である事項を採用条件とすることは、応募者の基本的人権を尊重しない間違った考え方です。

#### ③ 犯罪被害者やその家族

犯罪被害者やその家族は、直接的な被害のみならず、これに付随して生じる精神的、経済的被害など様々な被害を受けている場合が多く、マスメディアの行き過ぎた取材や報道などによって人権が侵害される場合もあります。

#### ④ アイヌの人々

我が国の少数民族であるアイヌの人々は、アイヌ語やユーカラ（アイヌの伝承による叙事詩で、神々などの物語に旋律をつけて歌われるもの）をはじめとする口承文芸（口づての伝承によって、語り歌い継がれてきた文芸）など自然との関わりの中で、様々な固有の文化を育くんできました。

しかしながら、アイヌ民族であることを理由として、アイヌの人々は結婚や就職などで様々な差別を受け、経済的にも困難な状況に置かれてきました。

また、独自の言語を話せる人も極めて少数となり、アイヌ民族独自の文化が失われてきました。

そうした中、令和元年(2019年)5月には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されました。

アイヌの人々の歴史、文化、伝統など現状に関する認識と理解の促進を図ります。

#### ⑤ 北朝鮮当局による拉致問題

平成14年(2002年)9月に行われた日朝首脳会談において、北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)は拉致について国家的関与を認めて謝罪し、平成16年(2004年)までに政府が認定した拉致被害者17人のうち拉致被害者5人と家族8人の帰国が実現しました。

その後、日朝間の協議は断続的に行われてきましたが、平成20年(2008年)の日朝実務者協議で、日本の制裁措置の一部解除を条件に北朝鮮は拉致被害者の再調査を約束しましたが、いまだに実行されないままとなっています。

埼玉県内においても、国が拉致被害者として認定した人や拉致の可能性を排除できない失踪者など、多数の方々の存否がいまだに確認されていません。

#### ⑥ 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する地域社会からの偏見や就業の問題、住居の確保など、社会復帰を目指す人たちにとって現実には極めて厳しい状況にあります。

#### ⑦ ホームレスの人権

野宿生活者やその他安定した居住の場所を有しない人、いわゆるホームレスは、就業の機会や住居の確保が難しく、偏見や差別ばかりでなく暴行を受けるなどの問題が生じています。

#### ⑧ ケアラー・ヤングケアラー

ケアラーがケアするのは、高齢者だけでなく、障がいのある方や難病患者の方、医療的ケアを必要とする子どもなど状況は様々です。親や配偶者等の介護、子どもやきょうだいの世話、家事など大きな負担がかかっています。

また、ヤングケアラーと言われる18歳未満の若い世代が介護等に従事することにより、自身の生活、勉強や進路などに支障が出ているケースも見受けられます。

#### ⑨ その他

このほか、非正規雇用などによる生活困窮者問題や強制労働などを目的とした人身取引などの人権問題があります。

## 第4章 人権施策の推進体制

### 1 加須市人権施策推進審議会

本市における人権施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、加須市人権施策推進審議会を設置しています。

この審議会は、市長の諮問に応じて、人権教育及び人権啓発に関する基本施策の検討及び実施に関することやその他人権施策の推進について審議しています。

また、人権施策の進捗状況については、毎年度検証を行い、その結果を当審議会に諮り、施策の推進に反映させるよう努めます。

### 2 国、県、他市町村、民間団体等との連携

人権施策の推進にあたっては、国、県並びに他市町村の行政機関をはじめ、民間団体等がそれぞれの立場で人権施策に取り組んでいます。市ではこれらの機関等と相互に連携・協力し、幅広い活動を行っていくことが必要です。

このため、さいたま地方法務局久喜支局や同支局の管轄区域内各市及び久喜人権擁護委員協議会とともに設置した「久喜人権啓発活動ネットワーク協議会」をはじめ、人権に関わる機関と連携・協力して人権に関する取組を推進するとともに、市民、NPO、企業などとの連携を強化し、人権意識の高揚及び相談・支援体制の充実を図ります。

# 用語解説



## 【あ行】

### **H I V感染者**

ヒト免疫不全ウイルス (Human Immunodeficiency Virus) に感染した人。主に性行為や血液により感染し、数年から十数年間という長い潜伏期間を経過した後、徐々に人の免疫機能を破壊する。H I Vに感染しても、早期に治療を開始することにより、エイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきている。

### **S D G s**

持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)。平成27年 (2015年) の国連サミットにおいて採択され、令和12年 (2030年) までに国際社会全体が取り組む開発目標。「誰一人取り残さない」を理念として17のゴールと169のターゲットが設定されている。

### **えせ同和行為**

同和問題を口実にして、企業・個人や行政機関などに対して行われる不法・不当な行為や要求。

### **N P O**

Non Profit Organization の略で、民間非営利組織という意味。営利を目的としない民間団体の総称とされる。平成10年 (1998年) には、「任意団体」に「法人格」を与え、N P Oの活動を側面から支援とすることを目的とした特定非営利活動促進法 (N P O法) が施行されている。

## 【か行】

### **クローズアップ**

対象となる事柄を大きく取り上げること。

### **ケアマネジャー**

介護支援専門員。

## 【さ行】

### **災害時要援護者**

高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児等、災害時に特に配慮を要する人。

## CSR

Corporate Social Responsibility の略。「企業の社会的責任」と訳される。従業員の労働面での人権保護、地球環境や地域社会など多様で大勢の利害関係者に配慮した経営のこと。

## 人権擁護委員

人権擁護委員法に基づいて各市町村に置かれ、国民の基本的な人権が侵害されることのないように監視し、これが侵害された場合には、その救済のため、速やかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることを使命とする公職。市町村長の推薦により法務大臣が委嘱。人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法第16条第2項により各都道府県に設置される組織。

## ストーカー行為

同一の者に対して、恋愛感情等その他の好意の感情またはそれが満たされなかったことに対する怨念の感情を充足する目的でつきまとう等、身体の安全、住居等の平穏や名誉を害し、不安を覚えさせるような行為を反復すること。

## 性自認

自己の性をどのように認識しているかを示す概念。

## 性的指向

異性愛、同性愛、両性愛の別を指す (Sexual Orientation) の訳語。

## 性同一性障害

生物学的には完全に正常であり、しかも自分の肉体がどちらかの性に属しているかをはっきり認識していながら、その反面で、人格的には自分は別の性に属していると確信している状態。

## 成年後見制度

認知症の高齢者や精神上の障がいにより判断能力が不十分であるため、法律行為における意思決定が困難な人について、本人の権利を守るために選任された援助者（成年後見人等）により、本人を法的に支援する制度。被後見人（判断能力がほとんどない人）、被保佐人（判断能力が著しく不十分な人）、被補助人（判断能力が不十分な人）の類型に分かれている法定後見制度と、任意後見制度がある。

## セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体に対する不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、多数の人の目につく場所へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれる。略称は「セクハラ」。

## 【た行】

### 男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

### DV

Domestic Violence の略。配偶者や恋人など親密な間柄で行われる暴力をさす。肉体的暴力のみならず、言葉の暴力、性的暴力、社会的暴力（交友の制限など）、物の破壊、経済的暴力（お金を渡さない）なども含めて考える。

### デジタル化

アナログ情報（手書き書類等）を、コンピュータ上利用できるデータに変換すること。あわせて、このデジタルデータを活用し、情報伝達を効率化すること、ひいては業務やサービスの向上を図ることを含む。

## 【は行】

### パートナーシップ制度

双方又は一方が性的少数者のカップルが互いを人生のパートナーとし、相互の人権を尊重し日常生活において継続的に協力し合うことを宣誓したことを証明する制度。婚姻制度と異なり、相続の権利や扶養の義務などの法的効力は生じない。

### 発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいで、その症状が通常低年齢において発現するもの。

### パワー・ハラスメント

職場などの権力等（パワー）を背景にして、本来の業務の範囲を超えて、継続的に、人格と尊厳を傷つける言動を行い、就労者の働く環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与えること。略称は「パワハラ」。

### ハンセン病

らい菌による感染症で、感染力や発病力がとても弱く、日常生活で感染する可能性はほとんどない。今日では治療法が確立されている。

## **プライバシー**

個人や家庭内の私事・私生活。個人の秘密。また、それが他人から干渉・侵害を受けない権利。

## **プロバイダ**

インターネットへの接続サービスを提供する業者。インターネットへ接続するために必要なサーバや回線のほか、メールアドレス、ホームページのディスクスペースなどを提供する。

## **ヘイトスピーチ**

差別的意識を助長・誘発する目的で、生命、身体、自由、名誉、財産に危害を加えると告げることや、著しく侮蔑するなどして、地域社会からの排除をおおる差別的言動。

## **ホームヘルパー**

日常生活に支障がある高齢者・障がい者・難病患者などの家庭に派遣されて、家事や世話をする人。特に介護保険法における有資格者である訪問介護員をいう。

## **ホームレス**

失業、借金、家庭内の事情等様々な要因により、特定の住居を持たずに、都市公園、河川、道路、駅舎等で日常生活を送っている人々のこと。

## **本人通知制度**

本人通知制度は、加須市に住民登録や本籍のある方のうち、事前に登録した方に対して、その方の住民票の写しや戸籍謄本等を本人の代理人や第三者に交付したときに、その交付した事実を通知する制度。

【ら行】

## **リベンジポルノ**

性的な画像・動画を、本人の同意なしにインターネット上に掲載する行為、もしくは、掲載することを脅迫する行為。

【わ行】

## **ワーク・ライフ・バランス**

やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。仕事と生活の調和。

## 加須市人権施策推進基本方針

令和 5 年 2 月 改訂

加須市 総務部 人権・男女共同参画課  
〒347-8501 加須市三俣二丁目1番地1  
TEL (0480) 62-1111 (代)  
FAX (0480) 62-5981  
E-mail [jinken@city.kazo.lg.jp](mailto:jinken@city.kazo.lg.jp)  
市ホームページ <https://www.city.kazo.lg.jp/>

